

注文した記憶のない商品の送り付け はっきり断る！ お金は払わない！

突然、注文した記憶のない商品を送る、と電話がかかってきたら？

先日、注文いただいた健康食品を今から送ります！



だましやすそうだ。

注文した記憶はないけど。

はっきり断り、電話をすぐに切りましょう！

「あなたから〇月△日に注文のあった健康食品を代金引換配達で送ります。3万円用意してください。」と突然電話があったが、注文した記憶はなかった。

➔ 「いりません。」 「もう電話しないでください。」

あわてないで！ しっかり確認！

「覚えがない。」と断ったが、「確かにあなたの注文です。」「証拠があります。」と言われてしまった。

➔ 「注文していません。」
「あなたの会社名と連絡先を教えてください。」

しつこい勧誘の場合は、消費生活センター等にご相談を！

電話で断ったはずの商品が届いてしまったら？

注文していないので、受取を拒否します。



商品の受取りを拒否しましょう！

「注文していないので、受け取りません。」

注文していないことを配送業者に伝えて、受取拒否をしましょう。その際、発送人の会社名や住所、電話番号をメモしておきましょう。商品代金を支払ってはいけません。

もし、断りきれずに購入してしまったら？

クーリング・オフ



諦めずに、まず相談ね！

クーリング・オフできる場合があります！

諦めずに、すぐに消費生活センター等に相談しましょう！

届いた商品は開封しないようにしましょう！

8日間以内であれば、クーリング・オフが可能です。

また、クーリング・オフ期間を過ぎているようにみえても、契約を解除できる場合があります。

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」に御相談ください。
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を御ご案内します。

消費者ホットライン ☎ (局番なし) 188

いやや！

電話で勧誘されて契約してしまったが、 解約したい・・・

そんなときは、**クーリング・オフ!**

契約書面を受け取った日から**8日間以内**であれば、**無条件で契約解除**ができます。

「クーリング・オフ」ってどうやるの?



クーリング・オフの方法

- ① 必ずハガキなどの**書面**で行います。
- ② **契約年月日、商品名、契約金額、販売会社、担当者名**、「この契約を解除します」ということを書きます。
あなたの住所、氏名を書くことを忘れずに。
- ③ ハガキを書いたら、表・裏ともにコピーを取ります。
- ④ ハガキは郵便窓口で、**特定記録郵便**または**簡易書留**などの「出した日付」が分かる方法で出して、受取証などをもらいます。
- ⑤ ハガキのコピーと特定記録郵便などの受取証を大切に保管しましょう。

クーリング・オフ期間を過ぎているようにみえても、契約を解除できる場合があります。
諦めずに消費生活センター等に相談しましょう!

書面の記載例

切手

××県×市×町×丁目×番×号

株式会社××× 御中

通知書

この契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇〇円
販売会社 株式会社×××
□□営業所
担当者△△△△

支払った代金〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇〇〇

消費者ホットライン

い や や!
188

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」188番に御相談ください。
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内します。